



発行所
長野市旭町 1098
長野県教職員組合
編集兼発行人
横山 晋
印刷所 (株)双真

号 外
No.12-115
2013年2月25日

体罰根絶にむけた
執行委員会からのよびかけ

全職員配布

学校から体罰など一切の暴力をなくし 人権を尊重する学校づくりをすすめよう

二〇一三年二月二三日 長野県教職員組合執行委員会

はじめに

大阪市・桜宮高校のバスケットボール部で、体罰により生徒が自殺するという痛ましい事件が起きました。県内でも、部活動における体罰事件が明らかにになり、報道されました。私たちは教育現場に働くものとしてこの事実を重く受け止めなくてはなりません。

県教組は憲法と子どもの権利条約にもとづく教育の実現を掲げ運動方針でも体罰根絶と子どもの人権を守る学校づくりを提起しとりくんできたところです。しかし、現在のこうした事態は、改善にむけた努力がきわめて不十分であったことを示しています。本来、学校は、すべての子どもが楽しく生き生きと学習でき、人間としての成長が最も保障される場であり、子どもと保護者、そして教職員が深い信頼で結ばれていなければならない場であるはずで、にもかかわらず、教育の場で、人間の尊厳を否定する体罰がいまだに行われている現実を直視し、学校から体罰を根絶し、子どものいのちと人権が何よりも尊重される学校をつくることを早急につくることを求められています。

体罰は暴力、絶対に許されない

体罰は暴力であり、子どもの基本的な人権を侵害し、子どもの人格を否定するものです。戦後の日本国憲法・1947教育基本法のもとで、人格の完成が教育の目的とされました。また、子どもの人権を尊重する立場から、学校教育法第11条では、「体罰」を禁止することが明記されました。子どもの権利条約も、「身体的若しくは精神的な暴力からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる」ことを明記しています。

教育と体罰とが相容れないことは、明確であり、世界の流れです。子どものいのちと安全を守るべき私たち教職員が、どんな理由であれ、「体罰」という名の暴力をもって指導にあたることは絶対に許されません。このことを、あらゆる教育活動の出発点にすることが必要です。

体罰は、子どもの成長をゆがめる

私たちが、体罰等一切の暴力を根絶しようとする時、確認し合わなければならないことは、体罰が法令や条約で明確に禁止されているだけでなく、体罰は子どもの成長を歪めるといふことです。体罰を受けた子どもは、何時たたかれるか暴力を受けるかわからない中で、暴力に脅え、萎縮し、「何をしたら体罰をされないで済むだろう」という思考に陥ります。子どもの中に残るのは、マインスの形式的な対応だけです。子どもの持っている自主的・自発的で創造的な発想や判断は生まれません。それどころか自分自身をかけたがない存在だと思ふ心や自己肯定感を奪ってしまいます。また脳科学の分野でも体罰で脳がストレスホルモンを大量に分泌し萎縮するという研究結果もあります。

子どもは失敗や過ちを繰り返しながら成長し発達していく

子どもは失敗や過ちを繰り返しながら成長し、発達していくものです。そして、できないことや弱いところも含めて丸ごと受け入れられている、愛されていると感じられる関係の中でこそ伸び

ていきます。あくまでも一人ひとりの子どもに寄り添って、時間がかかっても、子どもの内面に働きかけ、理解と納得を生み出し自覚を育てる指導、すなわち、心に深く迫る指導こそが教師の専門性であり、真の教育です。保護者との信頼関係もその中で築かれていきます。

スポーツ指導の要は、選手との信頼関係

運動部活動の中では、「勝利至上主義」のもとで、「強い選手・強いチームをつくる」「極限状態に追い詰めて成長させる」などの理由で体罰が誘発され、容認されてきた側面があります。しかし本来スポーツとは、選手自身がその競技に主体的に向き合い、自主性や創造性を育むものであり、体罰とは相容れません。さらに、今、多くの一流選手やスポーツ関係者から体罰は競技力向上にも有害であり、選手と指導者との信頼関係づくりや双方向の言葉のキャッチボールの大切さが指摘され、体罰の根絶がよびかけられていることにしっかりと耳を傾ける必要があります。

スポーツや競技を通じ、指導者と選手がコミュニケーションを積み重ね、信頼関係が築かれる中で、子どもは心をひらき、自ら成長への歩みを始めていきます。

「競争と管理」の教育からの転換を

子どもの失敗や間違い、子どもの気持ちに寄り添いながらいねいに教育実践をすすめていこうという思いは多くの教職員の共通のもので、しかし、実際の教育現場にはそれを許さない「競争と管理」の教育が押しつけられています。全国一斉学力テストの実施、低年齢化し激化する受験競争、新学習指導要領の過密で難しくなった教育内容等が子どもたちを追いつめています。そして過去とは比べられないようないだちやストレスや孤独感を抱えています。一方教職員は蔓延する長時間過密労働のもとで、もっと一人ひとりの子どもとじっくり関わりたいという願いもかないません。疲労と苛立ち、そして焦りが、ともすれば「言うことをきかせる」「指導にならなければならない」といふことにもあります。「競争と管理」の教育政策のもとで、自由で伸びのびとした教育が抑えられ、「人格の完成」を目的とするはずの教育が、「人材の育成」のための教育へと歪められてきました。これまで推し進められてきた「教育改革」路線を見直していくことが必要です。

体罰根絶に向けた率直な語り合いを

体罰のない学校をつくる上でまず必要なことは、教育の原点に立ち返りながら、教職員の中で率直に語り合うことです。仮に体罰をした経験があれば、体罰に抛らない指導はどうあったらよいか議論しましょう。そして、すべての教職員で「体罰根絶」を確認しましょう。また、子どもや保護者にも「体罰根絶」のメッセージを伝え、率直に語り合い、三者での合意をつくり上げ、体罰の根絶を宣言しましょう。

また、これを機会に、子どもの意見表明の場をつくるなど、子ども参加の学校づくりをすすめてみましょう。そして、子ども・教職員・保護者・地域の人たちが、学校にかかわるさまざまな問題を話し合う三者（四者）協議会の実践にも学びながら、参加と共同の「開かれた学校づくり」をすすめてみましょう。

第12条 (意見表明権)

締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。

第 28 条 (教育への権利)

2 締約国は、学校懲戒が子どもの人間の尊厳と一致する方法で、かつこの条約に従って行われることを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。

第 37 条 (死刑・拷問等の禁止、自由を奪われた子どもの適正な取扱い)

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる子どもも、拷問または他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない。18歳未満の者が犯した犯罪に対して、死刑および釈放の可能性のない終身刑を科してはならない。
- (b) いかなる子どももその自由を不法にまた恣意的に奪われない。子どもの逮捕、抑留または拘禁は、法律に従うものとし、最後の手段として、かつ最も短い適当な期間でのみ用いられる。
- (c) 自由を奪われたすべての子どもは、人道的におよび人間の固有の尊厳を尊重して取扱われ、かつその年齢に基づくニーズを考慮した方法で取扱われる。とくに、自由を奪われたすべての子どもは、子どもの最善の利益に従えば成人から分離すべきでないとは判断される場合を除き、成人から分離されるものとし、かつ、特別の事情のある場合を除き、通信および面会によって家族との接触を保つ権利を有する。
- (d) 自由を奪われたすべての子どもは、法的および他の適当な援助に速やかにアクセスする権利、ならびに、その自由の剥奪の合法性を裁判所または他の権限ある独立のかつ公平な機関において争い、かつ当該訴えに対する迅速な決定を求める権利を有する。

長野県教組 1991 年 体罰一掃への提言

- (1) 子どもの成長過程を認め、その内面的成長をうながすための子ども観を教職員がもつ。
- (2) 子どもたちに、話し合いでものごとを解決する力や自治能力をつけるなど、体罰に頼らない指導を追求する。
- (3) 体罰について、教職員で率直に論議し、相互批評の必要性を共通理解する。
- (4) 日常的に子どもとコミュニケーションを深める。
- (5) 体罰問題について、父母とも率直に話し合い、共通認識をつくり出す中で、教職員自らが「体罰根絶宣言」など決意を明らかにする。

学校教育法11条

第 11 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに変わる環境が与えられる。

三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を果たすように、みちびかれる。

五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的の心情がつけかわれる。

六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するよう、みちびかれる。

体罰やめよう

一流スポーツ選手や
スポーツ関係者から



桑田真澄さん
(元プロ野球選手、スポーツ報知評論家)

私は、体罰は必要ないと考えています。「絶対に仕返しをされない」という上下関係の構図で起きているのが体罰です。

・・・今はコミュニケーションを大事にした新たな指導法が、多くの本でも紹介されています。子どもが10人いれば10通りの指導法があつていい。「この子にはどういう声かけをしたら、伸びるか」。そう考えた教え方が技術を伸ばせるんです。・・・体罰を受けた子は、「何をしたら殴られないで済むだろう」という思考に陥ります。それでは子どもの自立心が育たず、自分でプレーの判断ができません。

殴つてうまくなら誰でもプロ選手になります。私は体罰を受けなかった高校時代に一番成長しました。「愛情の表れなら殴つてもよい」と言う人もいますが、私自身は体罰に愛を感じたことは一度もありません。

(朝日新聞 2013/1/12)

山口香さん

(日本オリンピック委員会理事)

欧州ではスポーツで何を学んでいるかといえば、自律です。やらされるとか、指導者が見ている、見ていないとかではなく、ルールは自分の中にあります。・・・自律と自立を併せ持つ人づくりにスポーツが有用とされておき、それこそ成熟したスポーツと言えます。

(毎日新聞 2013/2/1)

折山淑美さん

(阿南町出身スポーツライター)

暴力行為に及ぶ指導者は自分の未熟さも自覚すべきです。かつて、高校ラグビー部が厳しい練習の末に全国優勝する青春ドラマが人気を博しましたが、日本では乱暴な行為も指導法の一つと捉える教員が部分的に残っているように思います。けれども本当に強いチームをつくる指導者は、子どもたちに穏やかな平常心や集中力を築こうと努力しています。体罰は必要ありません。指導に大切なのは的確な助言と信頼関係です。

(信濃毎日新聞 2013/2/9)

古賀稔彦さん

(バルセロナオリンピック柔道金メダリスト 町道場「古賀塾」開塾)

体罰をなくすために提案したい。今回のことを機に、すべての大会で、指導者の体罰、暴力をやめようと宣言すること。・・・

いま日本のトップに足りないと思うのは、選手みずから考えて柔道する力です。試合の中で、自分で自分をプロデュース(創造)する力というのでしようか。・・・でも、それはたたく、体罰からは生まれません。みずから考え、工夫する自主的な力が必要なのです。それは「やらせよう」とする指導者の発想からも育たない。主役である選手の思いを、指導者はどう導き、サポートできるかだと思います。

(しんぶん赤旗日曜版2013/2/10)

青島健太さん

(スポーツジャーナリスト)

スポーツとは、競技レベルに関わらず、スポーツと主体的に向き合い、自主性と想像力を身につけるために取り組むべきものだ。たいたたり殴つたりする行為は、選手たちを正反対の方向に向かわせてしまう。殴られることで選手たちの自主性は奪われ、思考は停止する。

(毎日新聞 2013/2/9)

